

保育料（利用者負担額）について

新制度における保育料（利用者負担額）について

「子ども・子育て支援新制度」では、認可保育所、新制度へ移行した幼稚園等の利用者負担額（保育料）は、国が定める基準を上限として各市町村が決定することとされています。

新制度に移行しない幼稚園、認可外施設等は、各施設で保育料を決定します。

算定方法

- 支給認定を受けた子どもと生計を一にしている保護者（父・母）の「市区町村民税額」を基に所得階層を判定し、保育料（利用者負担額）を決定します。

※保護者（父・母）の収入や扶養等の状況により、同居の祖父母等（扶養義務者で家計の主宰者である場合に限り）の市区町村民税額も合算して所得階層を判定する場合があります。

- 保育料（利用者負担額）を決定する際の市区町村民税所得割額の算定では、調整控除を除く、住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、配当・外国税額控除等の各種「税額控除」の適用はありません。

切替時期

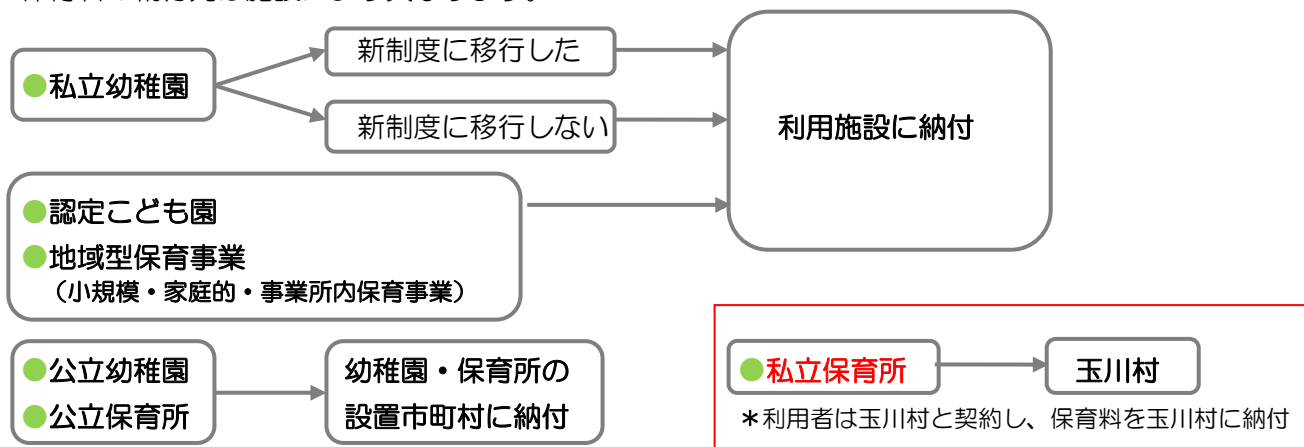
- 保育料（利用者負担額）については毎年、4月分から8月分までは「前年度市区町村民税額」で、9月分から翌年3月分までは、毎年6月に決定される「本年度市区町村民税額」で決定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市区町村民税額で算定					本年度の市区町村民税額で算定						

※保護者の方へは、保育料の確定（変更）の都度、通知にてお知らせいたします。

納付先

※ 保育料の納付先は施設により異なります。



3歳～5歳児クラスの保育料（利用者負担額）について

- 保育料（利用者負担額）は無料です（幼児教育・保育の無償化）。
- 給食費、教材費、行事費等の実費負担額は各施設で決定しています。
- 預かり保育料、延長保育料は、保育料（利用者負担額）に含まれません。

副食費免除

以下に該当する場合は副食費（おかず、おやつ代等）が免除となります。

- 1号認定の副食費免除
 - ・市町村民税所得割額 77,101 円未満の世帯
 - ・小学校 1～3 年生及び認可保育所等に入所する兄弟が2人以上いる場合
- 2号認定の副食費免除
 - ・市町村民税所得割額 57,700 円未満の世帯
 - ・ひとり親世帯及び身体障害者手帳当の交付を受ける者が同居する世帯において市町村民税所得割額 77,101 円未満の世帯
 - ・小学校就学前の認可保育所等に入所する兄弟が2人以上いる場合

なお、主食費（ごはん、パン、麺代）については免除の取り扱いはありません。

0歳～2歳児クラスの保育料（利用者負担額）について

※国が定める基準よりも減額した金額を設定し、負担軽減を図ります。

（単位：円／月）

階層区分		定 義		3歳未満児			
				標準時間		短時間	
				玉川村	国基準額	玉川村	国基準額
第1階層		生活保護法による被保護世帯		0	0	0	0
第2階層	A	市町村民税非課税世帯	母子父子世帯又は障がい者（児）のいる世帯	0	0	0	0
	B		上記に該当しない世帯	0	0	0	0
第3階層	A	市町村民税均等割のみ課税世帯	母子父子世帯又は障がい者（児）のいる世帯	5,500	9,000	5,400	9,000
	B		上記に該当しない世帯	12,000	19,500	11,800	19,300
	C	所得割課税額 48,600 円未満	母子父子世帯又は障がい者（児）のいる世帯	8,000	9,000	7,800	9,000
	D		上記に該当しない世帯	18,000	19,500	17,600	19,300
第4階層	A	所得割課税額 57,700 円未満	母子父子世帯又は障がい者（児）のいる世帯	8,000	9,000	7,800	9,000
	B		上記に該当しない世帯	26,000	30,000	25,600	29,600
	C	所得割課税額 77,101 円未満	母子父子世帯又は障がい者（児）のいる世帯	8,000	9,000	7,800	9,000
	D		上記に該当しない世帯	26,000	30,000	25,600	29,600
	E	所得割課税額 97,000 円未満		26,000	30,000	25,600	29,600
第5階層		所得割課税額 169,000 円未満		32,000	44,500	31,400	43,900
第6階層		所得割課税額 301,000 円未満		32,000	61,000	31,400	60,100
第7階層		所得割課税額 397,000 円未満		32,000	80,000	31,400	78,800
第8階層		所得割課税額 397,000 円以上		32,000	104,000	31,400	102,400

＜備考＞

- 認可保育所、認定こども園の保育所部分、小規模保育事業等（小規模保育事業、事業所内保育事業等）を利用する場合の月額料金です。
- 4月1日時点の年齢により決定します。年度途中で誕生日を迎えても、その年度中の年齢区分は変わりません。
- 各施設により、教材費、行事費等の実費負担額がかかることがあります。
- 0～2歳児の給食費は保育料に含まれております。

ひとり親世帯等の軽減

以下に該当する市町村民税所得割額 77,101 円未満の世帯は保育料が軽減されます。（保育料表を参照）

- 母子世帯及び父子世帯
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当、障害基礎年金等を受ける者がいる世帯

多子世帯の軽減

(1) 世帯の市町村民税所得割課税額が 57,700 円未満の場合

支給認定保護者と生計を一とする負担額算定基準者がいる場合、年齢に関わらず多子軽減に伴う対象とし、この子どもから順に 2 人目は「利用者負担額表」の利用者負担額の半額とし、3 人目以降については 0 円とします。

(2) 世帯の市町村民税所得割課税額が 77,101 円未満の場合

支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が、母子父子世帯又は障がい者（児）のいる世帯等に該当し、支給認定保護者と生計を一とする負担額算定基準者がいる場合、年齢に関わらず多子軽減に伴う対象とし、この子どもから順に 2 人目以降を 0 円とします。

(3) 世帯の市町村民税所得割課税額が 57,700 円以上の場合

小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に 2 人目は「利用者負担額表」の利用者負担額の半額とし、3 人目以降については 0 円とします。

障がい者（児）のいる世帯とは

以下に掲げる者（児）を有する世帯が該当となります。

- (1) 身体障害者福祉法第 15 条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
- (3) 精神保健及び精神障害福祉に関する法律第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者

保育料の日割計算

月の途中で入園、又は退園した場合における月の保育料（利用者負担額）は、次のとおりとします。

(1) 月途中入園

保育料の月額×入園日からのその月の開園日数（25 日を超える場合は、25 日）÷25 日

(2) 月途中退園

保育料の月額×退園の前日までのその月の開園日数（25 日を超える場合は、25 日）÷25 日

【(1)(2)とも、10 円未満の端数が生じたときは、切り捨てとなります。】

(3) 休園

お子さんの病気やけがなどにより長期欠席が見込まれる場合、施設に休園届を提出してください。

長期欠席された場合でも、保育料は減額・返還はいたしません。